

令和4年第4回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】

土木部事業の主な動き

(1) 幹線道路網の整備

○国道118号 那珂大宮バイパス

那珂市瓜連～中里 1.5km区間 11月30日供用開始・・・・・・・・別添1

○国道125号 大谷バイパス

稲敷市佐倉～美浦村大谷 1.1km区間 11月30日供用開始・・・・・・・・別添2

○都市計画道路宮中佐田線

鹿嶋市佐田 0.6km区間 12月21日供用開始・・・・・・・・別添3

(2) スマートインターチェンジの新規事業化について・・・・・・・・別添4

○（仮称）千代田PAスマートIC 新規事業化

国道 118 号那珂大宮バイパス

(那珂市瓜連^{うりづら}～中里^{なかさと})

国道 118 号は、常磐自動車道那珂 IC から奥久慈方面へアクセスする重要な幹線道路です。

国道 118 号那珂大宮バイパスにつきましては、市街地の渋滞緩和を図るとともに那珂 IC へのアクセス強化を目的として、那珂市飯田^{いいた}地内から常陸大宮市下村田^{しもむらた}地内までの約 8.3 km 区間において整備を進めており、これまでに約 3.2 km 区間を供用しております。

この度、那珂市瓜連^{うりづら}地内から中里^{なかさと}地内までの現道を 4 車線に拡幅する約 1.5 km 区間について、令和 4 年 11 月 30 日に供用を開始する運びとなりました。

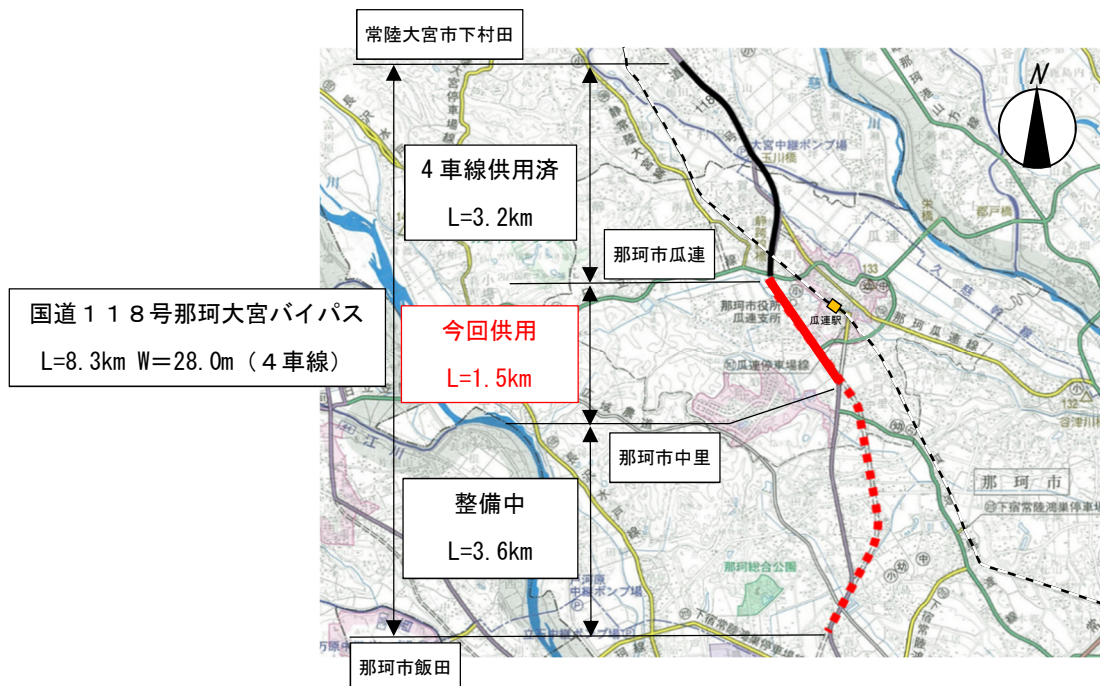
これにより、那珂市市街地の渋滞緩和や緊急輸送道路網の機能強化に大きく寄与するものと期待されます。

○供用区間概要

供用開始日 令和 4 年 11 月 30 日 (水)

延 長 1.5 km

幅 員 28.0 m (4 車線)



国道125号^{おおや}大谷バイパス

(稲敷市^{さくら}佐倉～美浦村^{おおや}大谷)

国道125号は、千葉県香取市^{かとり}から埼玉県熊谷市^{くまがや}に至る広域的な幹線道路です。

国道125号大谷バイパスにつきましては、線形不良箇所の解消や渋滞緩和を図るとともに災害時の機能強化を目的として、稲敷市佐倉^{さくら}地内から美浦村^{おおや}大谷地内までの約2.6km区間において整備を進めており、これまでに、約1.0km区間を供用しております。

この度、美浦トレーニングセンター入口交差点から県道江戸崎新利根線までの約1.1km区間について、令和4年11月30日に供用を開始する運びとなりました。

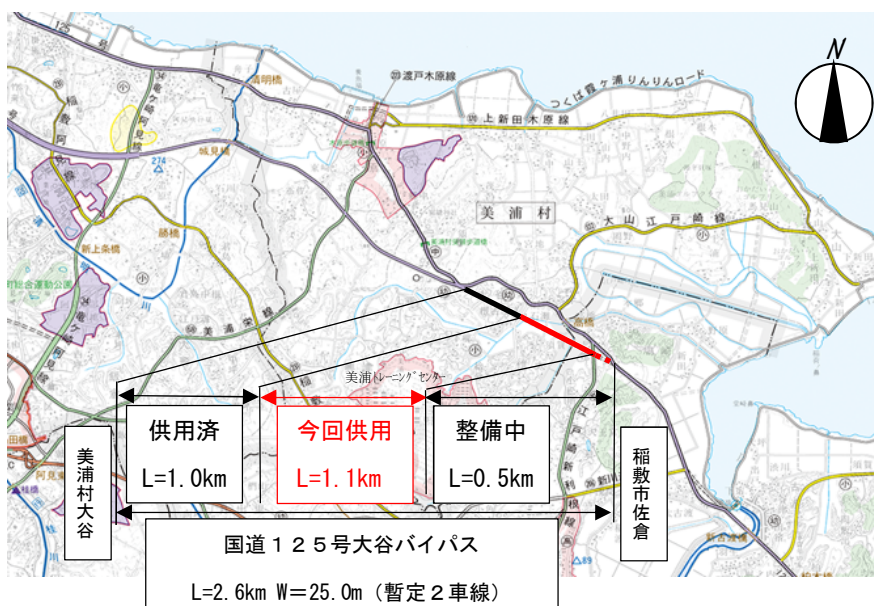
これにより、安全で円滑な交通の確保や緊急輸送道路網の機能強化に大きく寄与するものと期待されます。

○供用区間概要

供用開始日 令和4年11月30日（水）

延 長 1.1km

幅 員 25.0m（暫定2車線）



都市計画道路宮中佐田線

(鹿嶋市佐田)

都市計画道路宮中佐田線は、鹿嶋市を南北に縦断し、国道51号及び国道124号バイパスを結ぶ幹線道路であり、平成4年度より鹿嶋市宮中地内の神野橋から同市佐田地内の国道124号バイパスまでの約2.0km区間において整備を進めてまいりました。

このうち、約1.4km区間につきましては、これまでに4車線で供用しており、残る国道124号バイパスまでの約0.6km区間についても、この度、令和4年12月21日に供用を開始する運びとなりました。

これにより、神栖市方面からJR鹿島神宮駅へのアクセス性が向上し、中心市街地の渋滞緩和につながるほか、緊急輸送道路網の機能強化に大きく寄与するものと期待されます。

○供用区間概要

供用開始日 令和4年12月21日(水)

延長 0.6km

幅員 22.0m(4車線)



(仮称) 千代田PAスマートIC(かすみがうら市^{しもきや}下佐谷)

(仮称) 千代田PAスマートICは、かすみがうら市が常磐自動車道の千代田PAに計画しているスマートICです。

この度、令和4年9月30日付で、(仮称) 千代田PAスマートICが新規事業化されました。

本スマートICが整備されることで、周辺地域と高速道路とのアクセス性・利便性等の向上により、物流の効率化や観光の振興、周辺道路の渋滞緩和、災害時の避難路・輸送路の機能強化、救急医療の支援等に大きく寄与するものと期待されます。

○ (仮称) 千代田PAスマートIC概要

位 置	常磐自動車道 千代田PA
事業主体	かすみがうら市、東日本高速道路(株)
形 式	SA・PA接続型



〈参考〉スマートICの事業化の流れ

- ・スマートICの設置を望む地方自治体が計画を検討し、国などへ相談。
- ・その中で、国として必要性が確認できる箇所を準備段階調査箇所を選定。
- ・準備段階調査を経て、関係機関による計画の検討・調整が整った箇所を新規事業化。

令和4年第4回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

令和4年 11 月 10 日

土 木 部

目 次

【議案等】

《予算》

第 120 号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）

○令和 4 年度債務負担行為補正一覧（11 月補正） 3

《その他》

○第 130 号議案 指定管理者の指定について（大洗マリーナ） 4

○第 131 号議案～第 137 号議案 指定管理者の指定について

（赤塚公園、県西総合公園、笠間芸術の森公園、北浦川緑地、
港公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園） 6

○第 138 号議案 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について 11

○第 139 号議案 千葉県道路公社の有料道路事業の変更について 12

○第 140 号議案 工事請負契約の締結について

（ガントリークレーン製作据付工事） 13

【その他説明事項】

○生活排水ベストプランの改定について 15

令和4年度債務負担行為補正一覧（11月補正）

土 木 部

第120号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第5号)

第2表 債務負担行為補正(新規分)

【指定管理施設の管理運営に係る協定締結に関するもの】

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額	担 当 課
赤 塚 公 園 の 管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園 土木株式会社と締結する。	令和5年度	33,000千円	都市整備課
県西総合公園の 管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西 広域市町村圏事務組合と締結する。	令和5年度	34,004千円	
笠間芸術の森公園の 管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を 笠間市と締結する。	令和5年度	63,676千円	
北 浦 川 緑 地 の 管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市 と締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	32,742千円	
港 公 園 の 管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締 結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	57,483千円	
大 子 広 域 公 園 の 管理運営に係る協定	大子広域公園の管理運営に係る協定を大子 町と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	177,645千円	
鹿島灘海浜公園の 管理運営に係る協定	鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定を銚 田市と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	91,190千円	

第 130 号議案 指定管理者の指定について（大洗マリーナ）

港 湾 課

1 指定の内容

施設名	大洗マリーナ		
指定管理者候補者名	株式会社 茨城ポートオーソリティ		
指定期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 （1年間）		
上記期間とした理由	大洗マリーナは、ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、周辺地域の一体的な開発を行う中で、民間企業による新たな運営形態を想定しており、長期的な視点で継続した指定期間の設定が困難であるため。		
債務負担行為限度額	年度	債務負担額（千円）	備考
	令和5年度	-	債務負担行為なし

2 指定管理者候補者の概要

- 〔名称〕 株式会社 茨城ポートオーソリティ
 〔所在地〕 那珂郡東海村大字照沼字渚 768 番地 27
 〔設置目的〕 港湾の振興と都市づくりの推進を図ることを目的に設立
 〔主な業務〕
- ①指定管理業務
 - 運営管理業務（施設管理、運営、利用の許可等）
 - 維持管理業務（施設の修繕改修、備品の保守管理等）
 - 利用促進業務（イベント開催、広報等）
 - ②自主事業
 - 給油事業、船舶修理手配事業等

3 提案(事業計画書)の概要

- (1) 県民の平等利用の確保
 公共マリーナとして、マリンレジャーを通して広く県民に海への親しみを持ってもらうため、利用料金の柔軟な対応を行うほか、イベントの開催やレストランの誘致により、幅広く県民が利用できる施設とする。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮
 施設維持管理計画に基づき、施設や備品などの計画的な維持管理に努めるとともに、マリーナ機能を活かしたイベントを開催し、利用促進に努める。
- (3) 経費の縮減
 自主事業の実施により収益確保に努め、その効果を維持管理や施設改修へ還元する。
 また、日常点検や軽微な補修は、職員が実施し、専門的な技術を要する修繕は、専門業者と年間契約を締結するなど維持管理費用の縮減を図る。
- (4) 管理を安定して行う物的・人的能力
 利用者の海難時に対応するため、自社監督船を備えるほか、30年間のマリーナ管理業務実績に基づき、施設の特性を熟知した職員を配置するなど、安全な利用、質の高いサービス提供が可能な体制を構築。

(5) 施設の感染症等の対策

新型コロナウイルス感染防止のため、ガイドラインに沿った感染対策を実施し、非接触型検温器の設置、除菌剤を用いた備品の清掃を実施するほか、必要に応じ、人の密集を避ける利用制限や休館等の対応を講じる。

4 申請及び選定経過

(1) 申請

①申請期間

令和4年7月19日(火)から令和4年8月15日(月)(28日間)

②非公募の理由

大洗マリーナは、ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、周辺地域の一体的な開発を行う中で、民間企業による新たな運営形態を想定。

今後、同地域の開発事業者選定や利活用計画が策定され、実施に移行する段階で、当該施設運営の移行を速やかに可能とするためには、長期的な視点で継続した指定期間の設定が困難であることから非公募とし、指定期間は1年とする。

(2) 選定経過

①港湾施設等指定管理者選定委員会

委員数(5名:うち外部委員3名、県委員2名)

②選定委員会実施状況

日時 令和4年9月9日(金)

審議内容 審査基準及び評価方法決定、書面審査、プレゼンテーション、ヒアリング、候補者選定

③選定基準

評価基準	評価項目
① 県民の平等利用の確保	県民の平等利用が確保されているか
	利用者本位のサービスが提供されているか
② 施設の効用を最大限に発揮	適切な施設の維持管理が確保されているか
	利用促進計画は効果的か
③ 経費の縮減	効率的な管理運営が行えるか
	収支計画は妥当か
④ 管理を安定して行う物的・人的能力	安定な経営基盤を有しているか
	効果的・効率的な管理運営の体制か
	類似施設等における相当の知識または管理実績を有しているか
	適切に個人情報管理できるか
⑤ 施設の感染症等の対策	適切な感染症等の対策がとられているか

④選定結果

指定管理者選定委員会において、申請団体からの申請内容の聴取及び審議を行った結果、株式会社 茨城ポートオーソリティを指定管理者候補者として選定。

【選定理由】

- ・管理実績が十分にあり、適正かつ効率的な管理運営ができること。
- ・専門知識・技術を有する人員で、良質なサービスを提供できること。
- ・地元地域協議会等と連携し、地域活性化が図られること。

第 131 号議案・第 132 号議案・第 133 号議案・第 134 号議案・第 135 号議案・
第 136 号議案・第 137 号議案 指定管理者の指定について（都市公園）

都市整備課

1 指定の内容

議案 番号	公園名称	指定管理者候補者	指定期間	債務負担行為限度額(千円)	
					うちR5年度
131	赤塚公園	橋本造園土木（株）	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31 ^{※1}	33,000	33,000
132	県西総合公園	筑西広域市町村圏事務組合		34,004	34,004
133	笠間芸術の森公園	笠間市		63,676	63,676
134	北浦川緑地	取手市	R5. 4. 1 ～ R8. 3. 31 ^{※2}	32,742	10,914
135	港公園	神栖市		57,483	19,161
136	大子広域公園	大子町	R5. 4. 1 ～ R10. 3. 31	177,645	35,529
137	鹿島灘海浜公園	鉾田市		91,190	18,238

※1：民間事業者による利活用を含めた公園管理のあり方について検討を進めていることから、指定期間は1年。

※2：当該公園の整備スケジュールに併せて、指定期間は3年。

2 指定管理者候補者の概要

公園名称	指定管理者候補者	所在地	備考
赤塚公園	橋本造園土木（株）	つくば市大角豆 2012 番地 36	造園土木工事 緑地管理業務
県西総合公園	筑西広域市町村圏 事務組合	筑西市直井 1076 番地	平成30年度～令和4年度 の指定管理者
笠間芸術の森公園	笠間市	笠間市中央三丁目 2 番 1 号	
北浦川緑地	取手市	取手市寺田 5139 番地	
港公園	神栖市	神栖市溝口 4991 番地 5	
大子広域公園	大子町	久慈郡大子町大字北田気 662 番地	
鹿島灘海浜公園	鉾田市	鉾田市鉾田 1444 番地 1	

3 提案(事業計画書)の概要

別紙「都市公園事業計画書要旨」参照

4 募集（申請）及び選定経過

(1) 募集（申請）

①公募（赤塚公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園）

募集期間：令和4年7月22日（金）から令和4年9月9日（金）

応募団体：各1団体

②非公募（県西総合公園、笠間芸術の森公園、北浦川緑地、港公園）

申請期間：令和4年8月9日（火）から令和4年9月16日（金）

非公募の理由：

当該公園内において地元市などの運営する管理許可施設と一体的に管理を行うことで、より効率的な管理運営や緊急時の迅速な対応等が可能となるため。

(2) 選定経過

①都市整備課指定管理者選定委員会

委員数5名（うち外部有識者3名）

②選定委員会実施状況

日 時：令和4年9月29日（木）

審議内容等：審査基準決定、プレゼンテーション、ヒアリング、候補者選定

③選定基準

選定基準	審査項目
1 平等で質の高いサービス確保	・ 県民の平等利用が確保されているか ・ 利用者に質の高いサービスが提供されているか。
2 効用の最大限の発揮	・ 公園の維持管理を適切に行うことができるか ・ 利用促進計画は効果的か
3 経費の縮減	・ 効率的な管理運営ができるか ・ 収支計画は妥当か
4 団体の有する物的・人的能力	・ 経営基盤が安定しているか ・ 公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・ 指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・ 適切に個人情報管理できるか

④選定結果

指定管理者選定委員会において、応募団体からの申請内容の聴取及び審議を行った結果、「1 指定の内容」に記載のとおり指定管理者候補者として選定した。

【選定理由】

- ・ 提案された事業計画が選定基準を満たしていること。
- ・ 適正な維持管理・運営の実施が期待できること。

別紙

都市公園事業計画書要旨

(1) 赤塚公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	長年に渡る赤塚公園での植物管理経験を活かし、イベントの開催や SNS 等での情報発信を行い、また、利用者の意見・要望を積極的に聞くなど、県民ニーズに沿った誰もが利用しやすい公園づくりを目指す。
2 効用の最大限の発揮	園内の巡回・清掃・施設等の点検を適切に行い、自然豊かで安全な公園の維持に努める。
3 経費の縮減	植物管理業務を直営管理することで委託費の削減に努める。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来、植物管理業務を担当し、造園を専門としているほか、公園全体の施設状況にも精通している。

(2) 県西総合公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	茨城県内外の都市公園の取り組みを情報収集し、良いところを取り入れるなど、利便性の向上を図り、利用者ニーズの把握を行いながら適切な管理運営を行い、県民の平等な利用に努める。
2 効用の最大限の発揮	巡回点検の際には、高齢者や子供の視点で施設の異常をチェックし、利用者への適切な情報提供を行う。また、公式 Instagram にて、公園情報をタイムリーに提供し、広報活動に力を入れる。
3 経費の縮減	全体の植物管理費の見直しを行い、人件費や光熱水費の値上がりを見込み、経費の削減に努める。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の管理実績による業務に関するノウハウ、知識を有しており、管理運営を効率的に行うことができる。

(3) 笠間芸術の森公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	公園施設を安全かつ快適に利用できるようインフォメーションセンターやホームページ等を活用した情報発信を強化し、サービスや管理運営の向上を図る。
2 効用の最大限の発揮	関係する指針等に基づき、施設の機能と環境を維持できるよう点検・修繕を行うとともに、緊急時に必要な対応が取れるよう体制づくりを行う。
3 経費の縮減	自動販売機設置による収入を確保することで、収支状況の改善を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来、公園の施設管理を行っており、業務に関する組織体制やノウハウを有しており、公益サービスを損なうことなく継続して管理ができる。

(4) 北浦川緑地

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	誰もが快適に憩い、また、スポーツレクリエーションの活動の場となるよう、利用者ニーズの把握を行いながら適切な管理運営を行い、県民の平等な利用に努める。
2 効用の最大限の発揮	利用状況に応じて適切かつ十分な維持管理を行うほか、市ホームページ、広報誌等で公園施設の PR を実施し、公園利用者の増進を図る。
3 経費の縮減	専門知識を有し特殊機械を操作できる土木作業員（市職員）が業務の一部を担うことで経費削減を図る。
4 団体の有する物的・人的能力	市内公園 218 箇所の管理を行っており、当該業務に関する様々な知識を有しており、委託業者や土木作業員（市職員）と連携した、円滑かつ効果的な維持管理業務ができる。

(5) 港公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	公園施設の危険な利用について適切な指導を行うなど、全ての利用者が安全かつ快適に利用出来るよう努める。
2 効用の最大限の発揮	施設に異常がないか巡回点検し、危険な状態等を発見した場合は即座に対応するほか、公園パンフレットを配布するなどにより、公園の利用増進を図る。
3 経費の縮減	公園の特性を踏まえ、維持管理運営計画に基づく収支計画としている。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来、港公園の施設管理を行っているほか、市内の都市公園の管理も行っており、当該業務に関する組織体制、知識やノウハウを有している。

(6) 大子広域公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	バリアフリー化の推進、施設の利用案内の充実により、様々な人が利用しやすい環境づくりや、利用者の声を反映した質の高いサービスの提供に努める。
2 効用の最大限の発揮	毎日園内の巡視、清掃を行い、利用者の快適かつ安全な利用を常に図るとともに、JR 常陸大子駅から公園までの路線バス等の交通手段を確保し、遠隔地利用者等の利用促進を図る。
3 経費の縮減	維持管理基準を満足したうえで、全体的に業務の効率化を図り経費削減に努める。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来、大子広域公園を管理しており、施設等の状況を熟知し、業務に関する組織体制を有している。また、公の施設の管理経験もあり、その経験や成果を当公園の管理運営に反映できる。

(7) 鹿島灘海浜公園

選定基準	提案概要
1 平等で質の高いサービス確保	年齢や障がい等問わず、誰もが利用しやすい公園づくりと、未利用者や子供でもわかりやすい情報提供に努めるとともに、研修会への参加によりサービス及び管理運営の向上を図る。
2 効用の最大限の発揮	公園の利用者が常に安全で快適に利用できるよう、適切に施設の点検・修繕等を行うとともに、ホームページやSNS等を活用した各種PR、イベントの開催による公園利用者の増加を図る。
3 経費の縮減	長年の管理運営の実績と経験に基づく適正かつ効率的な管理運営を行うことで、全体的な経費削減を図り、適切な収支を保つ管理運営に努める。
4 団体の有する物的・人的能力	開園以来の鹿島灘海浜公園の管理運営経験により、施設・設備状況を熟知し、業務に関する組織体制やノウハウ、知識を有していることから、維持管理運営業務を適正に実施できる。

第 138 号議案 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について

道路維持課

1 提出の理由

茨城県道路公社が有料道路事業を変更する場合、道路整備特別措置法の規定に基づき茨城県の同意が必要であるため、上程するものである。

2 背景・必要性

有料道路の障害者割引制度における 1 人 1 台要件が緩和されたことに伴い、供用中の各有料道路の障害者割引の対象範囲を変更するため。

3 内容

割引対象者が運転又は乗車する場合、事前登録されていない車両も割引対象に追加する。

- ・ 日立有料道路
- ・ 水海道有料道路
- ・ 常陸那珂有料道路
- ・ 第二栄橋有料道路（若草大橋）

4 参考事項

○議決の根拠法令等

- ・ 道路整備特別措置法第 16 条第 1 項及び第 2 項

○割引率

- ・ 50%以下（現行のまま）

第 139 号議案 千葉県道路公社の有料道路事業の変更について

道路維持課

1 提出の理由

千葉県道路公社が有料道路事業を変更する場合、道路整備特別措置法の規定に基づき道路管理者である茨城県の同意が必要であるため、上程するものである。

2 背景・必要性

有料道路の障害者割引制度における 1 人 1 台要件が緩和されたことに伴い、供用中の各有料道路の障害者割引の対象範囲を変更するため。

3 内容

割引対象者が運転又は乗車する場合、事前登録されていない車両も割引対象に追加する。

- ・ 銚子新大橋有料道路（利根かもめ大橋）

4 参考事項

○議決の根拠法令等

- ・ 道路整備特別措置法第 16 条第 1 項及び第 2 項

○割引率

- ・ 50%以下（現行のまま）

1 議案提出の理由

茨城港常陸那珂港区（那珂郡東海村照沼地内）の「ガントリークレーン製作据付工事」について、東京都中央区築地 5 丁目 6 番 4 号 株式会社三井 E & S マシナリー 代表取締役社長 田中 一郎と 25 億 1,845 万円をもって請負契約を締結しようとするものである。

2 現況・課題

常陸那珂港区では、定期コンテナ航路が週 7 便運航し、年間約 5 万本のコンテナ貨物を扱っている。

コンテナ荷役機械のガントリークレーンについては、設置後 2 3 年が経過し、老朽化に起因する故障が頻発しており、企業への港湾サービスの低下が懸念されている。

3 必要性・ねらい

コンテナ貨物の安定した荷役を図るため、ガントリークレーンを計画的に更新するもの。

4 事業の内容

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1) 概 要 | ガントリークレーン製作据付工事に係る請負契約 |
| 2) 契約相手方 | 株式会社三井 E & S マシナリー
代表取締役社長 田中 一郎 |
| 3) 契 約 額 | 2,518,450,000 円 |
| 4) 工 期 | 令和 4 年 11 月～令和 7 年 3 月 |
| 5) 工事箇所 | 茨城港常陸那珂港区（那珂郡東海村照沼地内） |
| 6) 工事概要 | 製作据付工 N=2 基 |

5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条

常陸那珂港区 北ふ頭地区 ガントリークレーン製作据付工事

<工事名>

04県単常機 第04-06-394-Z-001号
ガントリークレーン製作据付工事
茨城港常陸那珂港区
(那珂郡東海村照沼地内)

○契約の相手方

株式会社 三井E&Sマシナリー
東京都中央区築地6丁目6番4号

○工期

令和4年11月～令和7年3月

○契約額

2,518,450,000円

常陸那珂港区 全景



<新ガントリークレーンの概要>

取扱船舶	コンテナ貨物船 (最大14列積まで対応)
荷役能力	コンテナ 約40t/個
構造規模	高さ 33m(荷役作業時) 幅 30m(レール幅) 最大リーチ 41m(海側)

▽北ふ頭地区(コンテナターミナル)



生活排水ベストプランの改定について

下水道課

1 策定理由

- 本計画は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽といった汚水処理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を進めるための県構想で、おおむね5年ごとに見直しを行う（現行計画は、平成28年度に改定）。
- 今回の改定は、人口減少や厳しい財政状況等の社会情勢の変化に対応するため、地域特性や市町村の意向等を踏まえ、汚水処理施設の整備・管理運営計画の一部を見直し、持続可能な汚水処理事業運営を目指すもの。

2 内容

(1) 生活排水ベストプラン（案）の概要

人口減少を考慮した未整備地区の整備手法の見直しを前回の改定から引き続き実施するとともに、広域化・共同化を推進。

○目標年度

- ・中期計画 令和14年度
- ・長期計画 整備完了時

○現行計画からの改定のポイント

〔広域化・共同化〕

- ・汚水処理施設の統廃合

下水道を核とした広域化を推進し、下水道や農業集落排水等の処理場数を約3割削減

○計画の主な記載事項

- ・汚水処理施設の整備状況と取り巻く環境
- ・汚水処理施設の整備計画
- ・汚水処理施設の管理運営計画（広域化・共同化計画）

(2) 策定時期

令和5年3月

3 パブリックコメントの実施

(1) 目的

本計画は、家庭等の生活排水の処理を行う汚水処理施設の整備・管理運営計画を定めるものであり、県民意見提出手続制度により県民等の意見を広く求める。

(2) 実施期間

令和4年12月上旬～令和5年1月上旬（30日間程度）

(3) 意見の募集方法

- ・県ホームページへの掲載
- ・下水道課及び行政情報センター、各県民センター等での閲覧

生活排水ベストプラン(案)に対するパブリックコメントの実施

● 生活排水ベストプラン(案)の概要

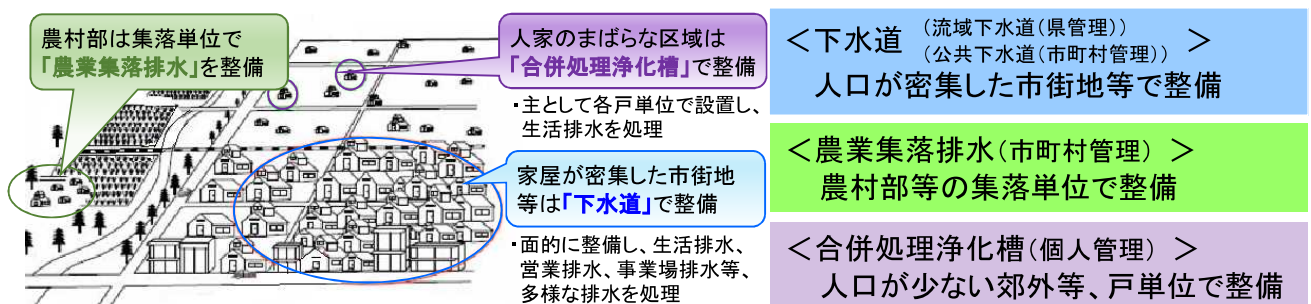
- ・下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を進めるための県構想
- ・中期計画 2032年(R14)、長期計画(整備完了時)
- ・人口減少を考慮した、未整備地区の整備手法の見直し(集合処理→個別処理)

現行計画(第3回改定(H28))からの改定のポイント

広域化・共同化の推進

● 汚水処理施設の統廃合

- ・下水道を核とした広域化を推進し、下水道や農業集落排水等の処理場数を今後30年間で**約3割削減**する計画

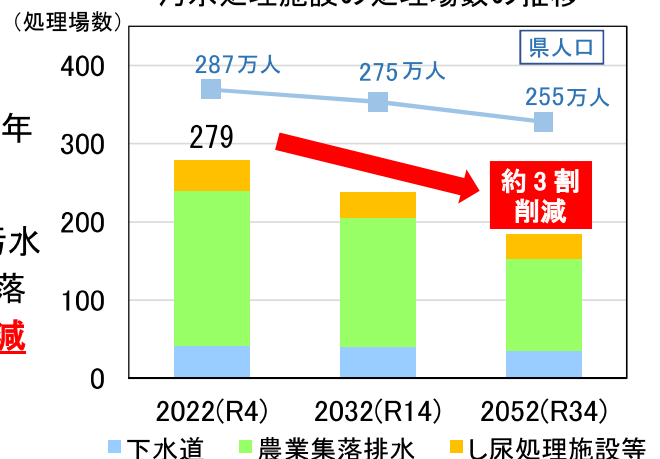


広域化・共同化の推進

● 汚水処理施設の統廃合

- ・県総合計画による、2050年の県人口は、2020年と比べて約1割減少(▲32万人)の見込み
- ・将来の人口減少を見据え、下水道を核とした汚水処理施設の統廃合を推進し、下水道や農業集落排水等の処理場数を今後30年間で**約3割削減**する計画

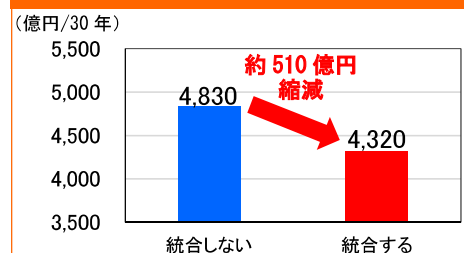
汚水処理施設の処理場数の推移



【汚水処理施設の統廃合イメージ】



汚水処理施設の統廃合によるコスト削減効果



・トータルコスト(改築更新・維持管理費用)を試算
 ・市町村管理施設は、今後30年間で**約510億円**のコスト削減期待

令和4年10月31日開会

①

令和4年第4回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和4年第4回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第120号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算（第5号）	1
第121号議案 個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	7
第122号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	11
第123号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	12
第124号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	13
第125号議案 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	15
第126号議案 当せん金付証票の発売について	20
第127号議案 指定管理者の指定について（つくば創業プラザ）	21
第128号議案 指定管理者の指定について（那珂湊漁港駐車場）	22
第129号議案 指定管理者の指定について（那珂湊漁港水門）	23
第130号議案 指定管理者の指定について（大洗マリーナ）	24
第131号議案 指定管理者の指定について（赤塚公園）	25
第132号議案 指定管理者の指定について（県西総合公園）	26
第133号議案 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園）	27
第134号議案 指定管理者の指定について（北浦川緑地）	28
第135号議案 指定管理者の指定について（港公園）	29
第136号議案 指定管理者の指定について（大子広域公園）	30
第137号議案 指定管理者の指定について（鹿島灘海浜公園）	31
第138号議案 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について	32
第139号議案 千葉県道路公社の有料道路事業の変更について	34
第140号議案 工事請負契約の締結について	36
報告第6号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	37

予 算

第120号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第5号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,879,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321,062,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		223,949,145 ^{千円}	4,987,342 ^{千円}	228,936,487 ^{千円}
	1 国庫負担金	53,658,605	581,409	54,240,014
	2 国庫補助金	167,326,173	4,405,933	171,732,106
13 繰越金		6,575,642	892,137	7,467,779
	1 繰越金	6,575,642	892,137	7,467,779
14 諸収入		145,290,754	10,000,014	155,290,768
	4 貸付金元利収入	121,096,652	10,000,000	131,096,652
	8 雑収入	10,890,758	14	10,890,772
歳入合計		1,305,182,886	15,879,493	1,321,062,379

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		38,455,259 ^{千円}	336,509 ^{千円}	38,791,768 ^{千円}
	1 総務管理費	21,278,803	10,000	21,288,803
	2 徴税費	11,917,657	326,509	12,244,166
3 企画開発費		11,108,137	67,875	11,176,012
	1 企画費	8,304,668	67,875	8,372,543
5 保健福祉費		304,692,892	3,348,609	308,041,501
	6 医薬費	11,600,937	227,086	11,828,023
	8 公衆衛生費	94,573,837	3,121,523	97,695,360
7 農林水産業費		43,069,107	346,500	43,415,607
	5 農地費	16,417,881	346,500	16,764,381
8 商工費		151,330,269	11,780,000	163,110,269
	1 産業政策費	123,035,361	10,000,000	133,035,361
	3 中小企業費	2,838,126	1,780,000	4,618,126
歳出合計		1,305,182,886	15,879,493	1,321,062,379

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立あすなろの郷建設工事請負契約	茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	10,950,788千円
那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定	那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定を株式会社暁恒産と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	77,000千円
那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定	那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定を那珂湊漁業協同組合と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	143,440千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和5年度	33,000千円
県西総合公園の管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西広域市町村圏事務組合と締結する。	令和5年度	34,004千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和5年度	63,676千円
北浦川緑地の管理運営に係る協定	北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市と締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	32,742千円
港公園の管理運営に係る協定	港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	57,483千円
大子広域公園の管理運営に係る協定	大子広域公園の管理運営に係る協定を大子町と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	177,645千円
鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定	鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定を鉾田市と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	91,190千円

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新分野進出等支援 融資損失補償	変 更 前	新分野進出等支援融資制度及び小規模 企業支援融資制度に基づき、茨城県信用 保証協会が保証した債務によって損失が 生じたときは、県がその損失を補償する 旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	286,000千円
	変 更 後	同 上	同 上	857,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	変 更 前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策 利子補給金交付要項に基づき、金融機関 が中小企業者に対し、令和4年度におい て資金を貸し付けたときは、県は当該中 小企業者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	687,423千円
	変 更 後	同 上	自 令和5年度 至 令和8年度	2,609,667千円

条例 ・ その他

第130号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
大洗マリーナ	那珂郡東海村大字照沼字渚768番地27 株式会社茨城ポートオーソリティ 代表取締役社長 仙波 義正	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第131号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
赤塚公園	つくば市大角豆2012番地36 橋本造園土木株式会社 代表取締役 橋本 純一	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第132号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
県西総合公園	筑西市直井1076番地 筑西広域市町村圏事務組合 管理者 須藤 茂	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第133号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
笠間芸術の森公園	笠間市中央三丁目2番1号 笠間市 市長 山口 伸樹	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第134号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
北 浦 川 緑 地	取手市寺田5139番地 取手市 市長 藤井 信吾	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第135号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
港 公 園	神栖市溝口4991番地5 神栖市 市長 石田 進	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第136号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
大子広域公園	久慈郡大子町大字北田気662番地 大子町 町長 高梨 哲彦	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第137号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
鹿島灘海浜公園	銚田市銚田1444番地1 銚田市 市長 岸田 一夫	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第138号議案

茨城県道路公社の有料道路事業の変更について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、供用中の日立有料道路事業、水海道有料道路事業、常陸那珂有料道路事業及び第二栄橋有料道路事業に係る一部変更について、茨城県道路公社に対し、下記のとおり同意するものとする。

記

有料道路名 日立有料道路（県道日立中央インター線）
水海道有料道路（一般国道354号）
常陸那珂有料道路（県道常陸那珂港南線）
第二栄橋有料道路（県道美浦栄線・若草大橋）

料金

1 障害者割引については、以下のとおりとする。

(旧)

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、茨城県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、茨城県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき茨城県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、茨城県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、茨城県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1項に規定するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(新)

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は茨城県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、茨城県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、茨城県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき茨城県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、茨城県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、茨城県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード（茨城県道路公社との契約に基づきE T Cカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。）又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、茨城県道路公社が別に定めるものについては、茨城県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、茨城県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

2 実施期日

茨城県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第139号議案

千葉県道路公社の有料道路事業の変更について

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、供用中の銚子新大橋有料道路事業に係る一部変更について、千葉県道路公社に対し、下記のとおり同意するものとする。

記

有料道路名 銚子新大橋有料道路（県道銚子波崎線・利根かもめ大橋）

料金

1 障害者割引については、以下のとおりとする。

(旧)

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、千葉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、千葉県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき千葉県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、千葉県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がE T Cシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、千葉県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1項に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(新)

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は千葉県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、千葉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、千葉県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき千葉県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、千葉県道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、千葉県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード（千葉県道路公社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、千葉県道路公社が別に定めるものについては、千葉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、千葉県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

2 実施期日

千葉県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第140号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
04 県単常機 第04-06-394-Z-001号 ガントリークレーン 製作据付工事	条件付き 一般競争入札	千円 2,518,450	東京都中央区築地5丁目6番4号 株式会社三井E&Sマシナリー 代表取締役社長 田中 一郎

令和4年10月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦